

令和５年度
鳥獣被害防止総合対策交付金
鳥獣被害防止総合支援事業のうち
広域都道府県域計画に基づくコンソーシアム
第２次公募要領

令和５年７月
農林水産省農村振興局
農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

鳥獣被害防止総合対策交付金鳥獣被害防止総合支援事業のうち
広域都道府県域計画に基づくコンソーシアムの第2次公募要領

第1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化しています。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の経営意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせています。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第10条の2では、国は、捕獲等鳥獣の有効利用を図るため、需要の開拓の取組等に対する必要な措置を講ずるものとされています。

本事業は、野生鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等（以下「ジビエ等」といいます。）の更なる活用や需要拡大を図るため、捕獲から需要の開拓まで一体となった取組が必要であることから、協議会への支援に加え、都道府県域を超えた民間企業、都道府県、市町村等の関係者で構成されたコンソーシアム（以下「コンソーシアム」といいます。）形式での取組を支援するものです。

第2 事業の内容

本事業は、処理加工から流通までの関係者で構成されるコンソーシアムを構成し、捕獲した野生鳥獣の利活用を推進する人材の育成及びジビエ等の更なる活用や需要拡大に確実に結びつく以下の取組の中から必要な取組を実施できるものとします。

1 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援）

（1）捕獲・運搬・集荷・処理加工の技術向上

捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとします。

（2）流通・消費者等との連携

流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとします。

（3）ジビエ商品の開発、意向調査

地域の特色を生かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとします。

（4）販路開拓

ジビエ商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとします。

(5) 衛生管理認証の取得

国産ジビエ認証等の衛生管理認証を取得することができるものとします。

2 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（搬入促進支援）

捕獲した鳥獣を食肉等に利用する施設への搬入を促進するため、次に掲げる事項を満たす場合に、解体機能を有する車両をリースにより導入できるものとします。

(1) 導入する車両の能力・規模が、地域の捕獲頭数、受益面積の範囲等からみて適正であること。

(2) リース期間が、2年（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てます。）以上で法定耐用年数以内であること。

3 処理加工施設の人材育成

処理加工施設における新たな担い手の育成・確保を推進するため、処理加工施設が新たに雇用契約をした従業員又はこれから雇用契約をする従業員に対し、自らの処理加工施設又は先進的な処理加工施設において、衛生的な処理や解体技術の実習、経営ノウハウの習得等を図るOJT研修を実施できるものとします。

また、外部で行われる研修会への参加も実施できるものとします。

4 ICTの活用による情報管理の効率化

ICTの活用により捕獲から処理加工、在庫管理に至るまでの情報管理を効率化する取組を実施できるものとします。

5 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく出荷制限が指示されている地域において、出荷制限の解除のために必要な検査を実施できるものとします。

6 処理加工施設の整備

被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設（食肉等を原料とする加工製造のための設備（以下「加工製造設備」といいます。）を含みます。ただし、別棟や別敷地に加工製造設備を整備する場合は、鳥獣の捕獲個体の解体、処理を行う施設と連携し、その施設からの食肉等のみを原料とするものに限りまゝ。）及び焼却するための施設（減容化のための施設を含みます。）を整備するものとします。この場合、被害防止計画に定める地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとします。

第3 応募者の資格等

1 応募者の資格

本事業の応募者は次に掲げるコンソーシアムとします。

- (1) 本公募要領の事業実施計画に基づき、複数の都道府県をまたいで事業を実施すること。
- (2) 狩猟者団体、処理加工施設の運営者、地方公共団体及び民間事業者（食品・ペットフード・皮革等関連事業者、流通販売事業者）等から構成される組織若又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有し、2に規定する組織及び運営についての規約があること。

2 コンソーシアムの要件

コンソーシアムが満たすべき要件は、次に掲げるものとします。

- (1) コンソーシアムが実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の点を明確にした組織の運営等に係る規約等が定められていることとします。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 知的財産権が発生した場合の取扱方法

カ 事務処理及び会計処理の方法及び責任者

キ 財産の管理方法

ク 公印の管理及び使用の方法及び責任者

ケ 会計監査及び事務監査の方法

コ アからケまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

- (2) (1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続について複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていることとします。
- (3) コンソーシアムは、処理加工施設の運営者、市町村及び民間事業者が参画することとします。また、事業効果の適切な発現のため、最低限、事業評価年度まで、コンソーシアムとして活動することとします。
- (4) 第2の1の取組を実施することとし、併せて、2から6までの取組を実施できるものとします。

第4 交付金の交付限度額、補助率

- 1 第2の2を除いた1から5の取組に係る交付金の交付限度額は総額で10,000千円以内とし、補助率は定額とします。

第2の2の取組に係る交付金の交付限度額は15,000千円以内とし、補助率は1/2以内とします。

また、第2の2を除いた1から5の取組については、取組毎の交付限度額を以下(1)から(4)までのとおりとします。

- (1) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援）（第2の1）についてはコンソーシアムを構成する1市町村当たり3,000千円以内とし、衛生管理認証の新規取得（第2の1の（5））に要する経費は、1施設当たり350千円以内を限度額として定額交付できるものとします。
- (2) 処理加工施設の人材育成（第2の3）については、コンソーシアムを構成する1施設当たり1,920千円（1ヶ月の上限160千円）以内を限度額として定額交付できるものとします。
- (3) ICTの活用による情報管理の効率化（第2の4）については、コンソーシアムを構成する1市町村当たり3,500千円以内を限度額として定額交付できるものとします。
- (4) 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進（第2の5）については、コンソーシアムを構成する1市町村当たり1,500千円以内を限度額として定額交付できるものとします。

2 処理加工施設の整備（第2の6）に係る上限単価（消費税を除きます）は、以下のとおりとし、交付率は鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け4農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」といいます。）別表によるものとします。

	上限単価（万円/㎡）
食肉利用等施設	24.8
焼却施設	38.1

注：交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとします。

また、施設整備においては、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）に基づき費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとします。

3 申請のあった金額については、第7に基づく審査及び交付対象経費の精査により調整、減額することがあるほか、事業で収益を得ることがある場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となります。

第5 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとします。

第6 交付対象経費の範囲等

交付の対象となる経費は、以下のとおりです。

申請に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただきますが、

交付対象となる交付金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果、決定されることとなります。

また、必要経費については、円単位で積算することとします。

ただし、事業実施上不要又は過度と認められる経費は交付対象外とします。

1 推進事業

(1) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援）

- ア 会場借料、会議用機械器具の借料
- イ 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考文献の購入等に要する経費
- ウ 書類等の印刷費及び製本費
- エ 郵便料、電信電話料及び運搬費
- オ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合せ、商談等に要する経費
- カ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
- キ 衛生管理認証取得に要する経費
- ク 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）
- ケ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するために要する経費
- コ 役務費（それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、試験等を行う経費）
- サ 手数料、印紙代
- シ 成果発表に必要な経費
- ス 情報提供や普及啓発に必要な経費

(2) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（搬入促進支援）

車両のリース料を助成対象とします。

リース料助成額は、次の算式によるものとします。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×交付率（1／2以内）

ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとします。

また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

- ア リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合
リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×交付率（1／2以内）

イ リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）×交付率（１／２以内）

事業実施主体は、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

（３）処理加工施設の人材育成

ア 専門的知識・技術を提供する者への謝金・旅費

イ 研修会への参加に要する経費

ウ 研修教材費

エ 事務用品

（４）ICT の活用による情報管理の効率化

ア ICT システムの導入費

事業を実施するために必要な ICT システムの導入、据付等に必要な経費です。

ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限るものとし、専ら捕獲情報の収集・分析を行うシステムは対象外とします。

なお、取得単価が 50 万円以上のものについては、2 社以上の見積書（当該設備、備品を販売する者が 1 社しか存在しない場合を除きます。）及びカタログ等を提出することとし、耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該設備、備品を管理する体制が整っているものとしします。

また、当該設備、備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこととしします。

イ 事務用品

（５）放射性物質影響地域のジビエ利活用推進

ア 放射性物質検査費用

イ 郵便料、電信電話料及び運搬費

ウ 消耗品（サンプリングに係るものに限ります。）

第 7 計画の承認手続

1 第 12 により提出された応募申請書類により、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」といいます。）は、事業趣旨に合致しているか並びに応募要件を満たしているか等について審査を行い、計画の受理・不受理を決定し、不受理の場合はその旨を応募者に通知するものとしします。

不受理となった計画については、以降の手続に進まないものとしします。

また、必要に応じて、応募者に対してヒアリングを行うとともに、計画内容の重複がある場合等について見直しや調整を依頼することがあるものとしします。

- 2 農村振興局長は、受理した計画について、別表の審査基準に基づき、ポイントの高い順から交付金交付候補者を決定します。
- 3 農村振興局長は、交付金交付候補者の最終決定の通知を行うとともに、その事業名及び名称を農林水産省のホームページ等で公表します。

第8 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

- 1 第7の審査の過程において、修正等を行う必要があるとされた事業実施計画については、交付申請の際に、修正等を行った事業実施計画の提出をしていただきます。
- 2 鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」といいます。）に基づき交付申請書を提出していただきます。提出された交付申請書等を審査した結果、適当であると認められた場合には、交付決定の通知をします。
- 3 なお、交付申請書の内容については、交付申請の審査の過程で修正していただくことがあります。

第9 事業の開始時期等と交付金の支払い

事業の開始時期は、原則、交付決定の日からとし、事業完了後、交付等要綱に基づき実績報告書に必要書類を添付し、事業完了の日から1か月を経過した日又は4月10日のいずれか早い日までに提出していただきます。その後、提出された実績報告書等について審査し、実際に使用された経費について交付金の額を確定した後、交付金の額の確定通知書を送付するとともに交付金を支払います。

第10 重複申請等の制限

応募者が次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、又は交付金交付候補者の最終決定若しくは交付金の交付決定が取り消されます。

- 1 同一の内容で、既に国から他の補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合
なお、国の他の補助金等について採択が決定していない段階で、この事業に申請することは差し支えありません。
- 2 不適正経理に伴う応募資格の停止の場合
競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加は認められません。

第11 事業実施主体の責務等

第8の2により交付金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の事項について遵守することとします。

- 1 事業の実施
事業実施主体は、関係法令、交付等要綱、実施要領等を遵守し、効果的かつ効

率的な事業の実施に努めなければなりません。

2 交付金の経理

交付を受けた交付金の経理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) この交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）が適用されます。
- (2) 事業実施主体は、事業の一部を委託した際の委託費も含めて、交付金全体の適切な経理を行わなければなりません。
- (3) 事業実施主体は、交付金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければなりません。

3 調査

事業実施期間中、鳥獣対策・農村環境課は、事業の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含みます。）を行います。

事業実施主体は、交付等要綱に基づき事業年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた交付金の使用状況を農林水産大臣に報告しなければなりません。

4 評価

事業実施主体は、本事業終了後に、事業成果の波及効果や活用状況等に関する評価を行わなければなりません。

5 取得財産の管理

本事業により取得した事業設備等の財産の所有権は、事業実施主体に帰属します。ただし、財産管理、処分等に関して、次のような制限があります。

- (1) この事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って効果的な利用を図らなければなりません。

なお、事業終了後も農林水産省から実証データ等の提供を求めることがあります。

また、外部からの視察や展示の希望があった際には、可能な限り対応するものとします。

- (2) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産及び開発・改良等した試作車（機器）等のうち 1 件当たりの取得価額等が 50 万円以上の財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に規定する処分の制限を受ける期間において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣から承認を受けた財産の処分によって得た収入については、交付を受けた交付金の額を限度として、その全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

6 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権（以下「特許権等」といいます。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守らなければなりません。

また、本事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとします。

- （１）本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく農村振興局長に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を第三者が利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- （４）本事業期間中及び本事業終了後５年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

7 収益状況の報告及び収益の納付

事業実施期間中及び事業実施期間終了後５年間は、毎年度、本事業の成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益が生じた場合は、農村振興局長に報告しなければなりません。

また、事業実施期間終了後５年間に於いて、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡又は実施権の設定、その他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた交付金の額を限度として、その収益の全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

8 事業成果等の報告及び発表

本事業の成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、事業終了後に、必要な報告を行わなければなりません。なお、農林水産省は報告のあった本事業の成果を公表できるものとします。

また、本事業の成果については、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めなければなりません。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること及び論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記するとともに、公表した資料を農林水産省に提出しなければなりません。

9 その他

(1) 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

ア 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含みます。）は、利益等排除の対象となります。

（ア）事業実施主体自身（コンソーシアム構成員間を含みます。）

（イ）100%同一の資本に属するグループ企業

（ウ）事業実施主体の関係会社

イ 利益等排除の方向

（ア）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とします。

（イ）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（ウ）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とします。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとします。また、その根拠となる資料を提出するものとします。

(2) 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を他のものに委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができます。

(3) その他国の法令等により義務が課せられることがあります。

第12 応募方法等

1 応募申請書類

公募要領に基づき、応募申請書類チェックシートに掲げる書類を作成し、必要部数を以下の応募期間内に提出してください。

なお、第7の審査は提出書類に基づいて行います。

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）での電子申請のほか、紙媒体での提出も受け付けます。電子申請方法の詳細については以下リンクから御確認ください。鳥獣被害防止総合対策交付金に係る農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の活用について

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/emmaffkatuyo.html>

コンソーシアムが電子申請を行う場合、コンソーシアム規約に定められた代表者が取得した「gBizID」を利用し申請手続きを行ってください。

なお、代表者はコンソーシアムに対して補助金手続きに関する一切の責任を負うこととなるため、あらかじめ了承の上、「共通申請サービス（eMAFF）」を利用してください。

2 提出方法

（1）提出期間

令和5年7月20日（木曜日）～令和5年8月10日（木曜日）正午（必着）

（2）提出先

ア 電子申請で提出の場合

こちらのページから申請を行ってください。

<https://e.maff.go.jp/PortalLogin>

イ 紙媒体で提出の場合

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

（3）問合せ先

問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除きます。）の午前9時30分～午後4時30分（正午から午後1時までを除きます。）とします。

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

TEL：03-3502-8111（内線：5491）

FAX：03-3502-7587

（4）応募申請書類の部数等

ア 電子申請で提出の場合

必要部数は応募申請書類チェックシートのとおりです。提出いただくファイルはPDF形式で、ファイルサイズ20MBまでです。それ以上のファイルサイズとなる場合は、20MB以下となるよう分割してください。

イ 紙媒体で提出の場合

必要部数は応募申請書類チェックシートのとおりです。応募書類は必要部数を1つの封筒に入れ、“鳥獣被害防止総合支援事業公募申請書在中”と表に朱書きをして提出してください。

第 13 審査スケジュール

交付金交付候補者の最終決定等の連絡：令和 5 年 8 月下旬予定

別表 審査基準

審査項目及び取組内容の基準		ポイント
1 総合性に関する審査 有害捕獲と連携した取組が行われる場合		10
2 実施体制・実効性に関する審査 コンソーシアムの構成員として、捕獲者、処理加工者、流通業者、販売者の全てを含む場合		5
3 ジビエ等の取扱量目標に対する審査 ア コンソーシアムにおいて、ジビエ等の取扱量を 30%以上拡大する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合		5
イ コンソーシアムにおいて、ジビエ等の取扱量を 20%以上拡大する目標を定め、当該目標に向けて取り組む場合		3
4 ジビエ等の取扱量目標の達成状況に対する審査 ア コンソーシアムにおいて、設定したジビエ等の取扱量目標に向けた取組を行い、その取扱量目標の達成率が 100%以上の場合		5
イ コンソーシアムにおいて、設定したジビエ等の取扱量目標に向けた取組を行い、その取扱量目標の達成率が 70%以上の場合		3
5 ジビエ等の取扱量実績に対する審査 ア コンソーシアム構成員の配分対象年度の前々年度のジビエ取扱量が 10 トン以上ある場合		5
イ コンソーシアム構成員の配分対象年度の前々年度のジビエ取扱量が 5 トン以上ある場合		3
ウ コンソーシアム構成員が配分対象年度の前々年度に捕獲した鳥獣を食肉、ペットフード以外の用途（皮革等）での取扱がある場合		5
6 ジビエ等の利用頭数割合に対する審査 ア コンソーシアム構成員の処理加工施設が所在する市町村の配分対象年度の前々年度のジビエ等の利用頭数割合（イノシシ及びシカの有害捕獲頭数に対してジビエ等の利用する頭数の割合）が 20%以上の場合		5
イ コンソーシアム構成員の処理加工施設が所在する市町村の配分対象年度の前々年度のジビエ等の利用頭数割合が 10%以上の場合		3
7 その他 ア 複数市町村を対象範囲とする被害防止計画に基づく取組である場合		10
イ 推進事業・整備事業を一体的に取り組む場合		3
ウ 処理加工施設の人材育成について取り組む場合		3
エ ICT の活用による情報管理の効率化について取り組む場合		3
オ 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進について取り組む場合		3
カ 新規に鳥獣被害防止総合支援事業に取り組む場合		3
キ 整備事業に取り組む場合において、ジビエ等利活用の推進を通じて効果的な捕獲活動に取り組む場合		3

注 1) 1 の総合性に関する審査の取組内容の有害捕獲とは、捕獲体制の整備、捕獲機材の整備、処理加工施設の整備、捕獲技術高度化施設の整備、生息状況調査等に係る取組。

注 2) 7 のその他のアについては、広域連携型であって事業実施計画に基づいている被害防止計画が複数の市町村を対象範囲として作成されている場合に算定できるものとする。

注 3) 7 のその他のイについては、コンソーシアムが推進事業、整備事業の両事業を行う場合に一体的に取り組むものとして付与できるものとする。

注４） ７のその他のカについては、過年度、コンソーシアムにおいて、鳥獣被害防止総合支援事業に取り組んでいない場合に算定できるものとする。

注５） 審査項目の３、４、５及び６については、いずれかの取組内容についてのポイントを算定できるものとする。７については各取組内容に応じて、それぞれのポイントを加算できるものとする。